



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(4)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 企業庁規程

※滋賀県企業庁組織規程の一部改正.....	1
※滋賀県企業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正.....	1
※滋賀県企業庁電子署名規程の一部改正.....	1
※滋賀県企業庁職員の給与に関する規程の一部改正.....	2
※滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程の一部改正.....	2
※滋賀県公営企業会計規程の一部改正.....	3

企業庁規程

滋賀県企業庁規程第2号

滋賀県企業庁組織規程(平成23年滋賀県企業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東郷寛彦

第2条第2項の表施設整備課の項を削る。

第3条の表施設整備課の部を次のように改める。

施設整備課	(1) 工事の実施設計および調査に関すること。 (2) 工事の執行に関すること。 (3) 工事の実施に伴う施設の占(使)用に関すること。 (4) 工事の記録の作成に関すること。 (5) 漏水復旧に係る工事に関すること。 (6) 用地の取得および損失補償に関すること。
-------	--

第4条の表浄水場耐震対策室長の項を削り、同表室長補佐の項の次に次のように加える。

専門幹	必要と認める課	課の事務のうち、課長が指定する専門的な事務を処理する。
-----	---------	-----------------------------

第4条の表主任主事の項および主事の項中「経営課」を「必要と認める課」に改める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県企業庁規程第3号

滋賀県企業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県企業庁規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東郷寛彦

第2条の表中「および室長補佐」を「、室長補佐および専門幹」に改める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県企業庁規程第4号

滋賀県企業庁電子署名規程(平成18年滋賀県企業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東郷寛彦

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、課等の長は、滋賀県電子署名規程(平成18年滋賀県訓令第61号)第4条第2項の規定の例により、前項に規定する名義以外の電子署名の名義を設けることができる。

第5条第4項中「(平成18年滋賀県訓令第61号)」を削る。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県企業庁規程第5号

滋賀県企業庁職員の給与に関する規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東 郷 寛 彦

第6条の表浄水場耐震対策室長の項を削る。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県企業庁規程第6号

滋賀県企業庁職員安全衛生管理規程(平成24年滋賀県企業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東 郷 寛 彦

第13条の次に次の4条を加える。

(化学物質管理者)

第13条の2 庁長は、次の各号のいずれかに該当する浄水場について、当該浄水場に勤務する職員のうちから化学物質管理者を選任する。

- (1) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。次号および次条第1項第4号において同じ。)を取り扱う浄水場
- (2) リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う浄水場(前号に掲げる浄水場を除く。)

(化学物質管理者の職務)

第13条の3 前条第1号の規定により選任された化学物質管理者は、次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。

- (1) 労働安全衛生法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書および同法第57条の2第1項の規定による通知に関する事。
- (2) リスクアセスメント(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項および次条において同じ。)の実施に関する事。
- (3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容およびその実施に関する事。
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事。
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。
- (6) リスクマネジメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。
- (7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たっての職員に対する必要な教育に関する事。

- 2 前条第2号の規定により選任された化学物質管理者は、表示等(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定する表示等をいう。以下この項において同じ。)および教育管理(前項第7号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。))に係る技術的事項を管理する。

(保護具着用管理責任者)

第13条の4 庁長は、化学物質管理者を選任した浄水場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させる場合は、当該浄水場に勤務する職員のうちから保護具着用管理責任者を選任する。

(保護具着用管理責任者の職務)

第13条の5 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関する事。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関する事。
- (3) 保護具の保守管理に関する事。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県企業庁規程第7号

滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県企業庁長 東 郷 寛 彦

第28条の4第3項中「第3項」を「第2項」に改める。

第98条の3第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第98条の4第1項および第98条の5第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

注 意 事 項

別記様式第34号(裏)中

- 1 送金通知の日から一年を過ぎたときは、支払場所では支払いをいたしませんから注意してください。
- 2 この通知書を亡失されたときは、ただちにその旨を支払場所に通知し、支払の停止を請求のうえ亡失した旨を発行者に届け出てください。
- 3 本人以外の方には支払いをいたしません。本人以外の方が受領される場合は、下記の委任状に署名押印してください。

「

- 1 送金通知のは支払いをい
- 2 この通知書場所に通知し、者に届け出
- 3 本人以外の方が受領され入してください
- 4 各氏名欄は、

」

注 意 事 項

日から1年を過ぎたときは、支払場所

たしませんから注意してください。

を亡失されたときは、直ちにその旨を支払

支払の停止を請求の上、亡失した旨を発行に、「氏名

Ⓜ」を「氏名

」に、「氏

方には支払いをいたしません。本人以外

る場合は、下記の委任状に相当の事項を記

い。署名以外の場合、押印が必要です。」

名 Ⓜ」を「氏名

」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

